

平成29年度第1回長洲町農業委員会臨時定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年4月27日(木)午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成29年4月27日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
4番 宮野 秀一	5番 上野 峰廣	6番 濱村 隆喜
7番 城戸 政治	8番 池上 俊一	9番 長谷川 泉
10番 瀧口 剛	11番 土山 秋吉	12番 徳山 正博
13番 馬場 廣幸	15番 濱崎 伸二	16番 松野 智子

5. 欠席委員は次のとおりである。

14番 増岡美知子

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 題

議案第5号 農地利用最適化推進委員の担当する区域について

議案第6号 長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱について

議案第7号 長洲町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程について

議案第8号 農地利用最適化推進委員の募集について

報告第3号 長洲町農業委員会の委員の選任に関する要綱について

報告第4号 長洲町農業委員候補者評価委員会運営規程について

報告第5号 長洲町農業委員の募集について

その他

事務局  
濱北会長

それでは皆さん、御起立お願いします。礼。着席。

増岡委員は、今日は女性の会への出席で来れないということです。それから、久しぶりに濱村委員が出てこられました。長い間治療で休んでおられましたが、今日から出てこられるということで話を聞きまして、もう大丈夫かなと思いつつも、健康でこうして何でもできる、出てこられるというありがたさを痛感したんじゃないかなというふうに思います。

それから、先日は町長選挙が終わりました。2期目、3期目が無投票ということで、仕事をした実績もあるかと思いますが、何といっても、町の発展を願っておるわけでございます。

今日は、平成29年度の第1回長洲町農業委員会臨時定例会でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速、議案の提出をいたします。

議案第5号「農地利用最適化推進委員の担当する区域について」、議案第6号「長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱について」、議案第7号「長洲町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程について」、議案第8号「農地利用最適化推進委員の募集について」、報告第3号「長洲町農業委員会の委員の選任に関する要綱について」、報告第4号「長洲町農業委員候補者評価委員会運営規程について」、報告第5号「長洲町農業委員の募集について」を議題といたします。

本日の議事録署名人は、15番濱崎委員、16番松野委員でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速、議案に入ります。

議案第5号「農地利用最適化推進委員の担当する区域について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

まず初めに、本日、臨時会をさせていただいた経緯につきましては、今まで定例会のほうで御説明させておりますとおり、皆様の任期が10月30日をもって満了となります。それに伴いまして、農業委員、最適化推進委員の募集、応募を今から行うこととなります。それにつきましては、この農業委員会でいろいろな規則等を、今、この議案の6、7、8号に上げておりますとおり、要綱をつくったり、農業委員については町のほうで要綱をつくったりということになります。農業委員会につきましては合議体ということになりますので、皆様の御判断を伺いたいということで、本日、臨時定例会をさせていただいたところでございます。

それでは、議案第5号の「農地利用最適化推進委員の担当する区域について」を御説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定に基づきまして、この農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱するときは、各推進委員が担当する区域を定める必要があります。これを受けまして、担当する区域につきましては、これまでの定例会で皆様に御意見を伺ってございましたとおり、三つの区域ということで決めさせていただきたいと思ひます。

そちらにつきましては、1ページにつけておりますとおり、まず腹赤区域です。担当する行政区が、平原、清源寺、上沖洲、腹赤、腹赤新町。続きまして六栄区域、担当する行政区、折地、赤崎、高田、鷺巣、立野、向野、宮崎、赤田、葛輪、永方、塩屋、向野北、古城です。三つ目、長洲・清里区域です。担当する行政区が、出町、新町、西新町、宮ノ町、松原、新山、宝町、磯町、上町、中町、下本、今町、下東、西荒神、東荒神、大明神、建浜、駅通、梅田になります。

今回、この三つの担当区域でよろしいかというところで議案の提出となっております。

説明は以上です。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま議案第5号の説明が終わりました。この件について何か皆さん、質問はございませんか。

はい、どうぞ。

池本委員

この委員のこういった区域を決めるとか何とか、これは我々農業委員にその議決権があるものか、それとも我々に対してただ相談であるか、その辺はどうなっていますか。

事務局

議決権です。

池本委員

議決権が農業委員会にあるわけですね。じゃ、我々が決めたことは、あくまでも最優先されるものであって、後で議会とか何とかでそれはだめとか言われるようなことはないわけですね。

事務局

これはないです。

池本委員

今日出す議案は、全て委員会に議決権があるということで提案するわけですね。

事務局

議案のほうにつきましてはですね。

池本委員

はい、わかりました。

事務局

報告は違いますよ。議案のほうだけです。

池本委員

8号までね。

事務局

8号まで。はい。なので、例えば区域を後から、いや、四つにしてくださいとなっても、それはないです。先ほど、法律の条文を読ませていただいたとおり、農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱するときは各推進委員が担当する区域を「定めなければならない」となっており、農業委員会は合議体でありますので、そこで決定させていただきます。以上です。

池本委員

はい、わかりました。

事務局

ちょっとつけ加えさせていただきます。各区域の面積についてです。済みません、大まかなんですけれども、1番の腹赤区域につきましては大体240ヘクタールほどあります。六栄区域につきましては、大まかに言うと413から5ぐらいですね。長洲・清里区域のほうで140程度です。済みません、大まかなので正確ではないんですけれども、大体このような形の3区域になります。

濱北会長

議案第5号について、ほかに何か意見はありませんか。何でも結構です。

ありません の声有

濱北会長

なければ、承認していただけますか。

異議なし の声有

濱北会長

ありがとうございます。

次に進みます。2ページです。

議案第6号「長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

続きまして議案第6号です。長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱についてということで、ページは3ページになります。

まず、目的ということで、この要綱は、この農業委員会法及びこの前、3月議会で議決をいただきました長洲町農業委員会の委員及び最適化推進委員の定数を定める条例に基づきまして、長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する手続等について法令で定めるほか必要な事項をこの要綱で定めております。一つずつ読むと時間の都合上あれですので、簡単に御説明します。

まず、第2条が募集・推薦関係になります。これまでもお話ししておりましたとおり、個人からの推薦、法人または団体、駐在員さんとか水利組合さん、または農協さん、共済さんなどの団体推薦と、(3)一般募集、自薦になります。

3条、担当区域、法第17条第2項の規定に基づく推進委員が担当する区域は別表第1のとおりとするということで、先ほど承認をいただきましたこの別表、ページをめくっていただきますと第5ページのほうに載っております。これが先ほどのとおりになります。

ページを戻っていただきまして、第4条が推薦及び募集の資格についてです。最適化推進委員になるための資格ということで、次の1から3に該当する者はなれませんということで、法第18条第4項に該当しない者、これが法に基づく欠格事項です。簡単に言いますと、破産手続を受けてまだ復権を得ていないとか、禁固刑以上に処せられてその執行が終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者とか、そういうことになっております。

(2) 推進委員と兼職を禁止されている職でないこと。農業委員会法上は、推進委員と農業委員の兼任はできません。そのほかは、農業委員会法ではうたってはありませぬ。逆の立場で、その職についていることによって、それがほかの職についたらいけないとか、農地利用最適化推進委員になれないということになっておれば、その職の方は推進委員になることができませんということです。

(3) につきましては、長洲町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、または暴力団員または関係者でないことという形で、こちらに該当する場合は最適化推進委員になれませんということです。

続きまして、第5条が募集の手続方法になります。手続方法は、ページをめくっていただきますと、まず、こちらは募集なので推薦関係になります。(1)が個人で推薦する場合、(2)が団体で推薦する場合ということで、済みませ

ん、別冊で配っております長洲町農業委員会最適化推進委員の募集要項というのを見ていただくと、この募集に関することの詳細を書いております。まず、ここで一つ、先ほどの1番目に区域ということで、最適化推進委員は8名というのは3月議会のほうで御承認をいただいております。続きまして先ほどの区域で、その横にある募集人数、これまでお話をしておりましたとおり、腹赤区域3名、六栄区域3名、長洲・清里区域2名という形で一応考えております。

推薦につきましては、応募についてもなんですけれども、複数の地区に申し込むことは可能です。なので、一人が長洲のことは全てわかるとか、地理がわかるとか、可能であれば一人が3地区全てに丸を書くことは可能です。書いた場合、あとは選考委員会等でどこに充てるかということになります。例えば10人応募してきたとします。人数のほうは後で皆様のほうにお諮りしますが、10人応募してきた場合、腹赤区域は3人でした、六栄区域も3人でした、長洲・清里区域だけが4名でしたといった場合は、六栄、腹赤は決定です。長洲・清里のほうで4名のうち2名を評価する、選考するという形になります。そこで、重複候補があればそこも選考にかけるという形になります。

また話を推薦に戻しまして、この推薦募集様式というのが6ページ以降にずっと並べて大分あるんですけれども、15ページまであります。先ほどの別冊の募集要項のほうには簡単な記入例という形でつけております。まず、推薦を受ける者という形で、推薦をしていただく者の氏名、性別、住所、連絡先、職業、職歴、特にこの職歴については十分な記入をしていただきたいと思っております。特に農業関係にかかわったことです。別冊のほうを見ていただきたいと思うんですけれども、簡単に書いてありますが、農業をしていますとか、会社員ですとか、また、役員というのは、いろいろな水利組合もそうですし、例えば今の農地多面とかいろいろな農業関係役員、ささいなことでもいいかと思っております。いろいろなことで農業に従事、地域の役員をされている、または公職です、農業委員である、町の議会議員であったとか、農協さんなり共済さんなり組織等の役職等を歴任されたとか、そういう形で書いていただければと思います。あとは、その推薦される方の営農関係、営農規模という形ですね。あと、形態が専業か兼業であるか自家消費であるかということ。最後が、推薦しますということで、こここのところは推薦をする方に書いていただくところになります。それを受けまして、最後に推薦を受ける方の同意という形で印鑑をいただくという形です。

ページをめくっていただきますと、今度は推薦する方の連絡先等になりまして、どういった理由で推薦をするか、例えばこの方がこれまでの地域の農業のことをわかっておられるとか、いろいろなところに貢献されておりましたとか、そういう形で推薦する理由を書いていただきたいということです。

次の2ページ、同意書兼誓約書ということで、こちらは推薦を受ける方の同意書兼誓約書になります。こちらにつきましては、先ほど申し上げました欠格事項等を判断するために、この申込書でいただきました個人情報長洲町の関係課もしくは他市町村などいろいろなところに情報を提供しますという同意

です。また、2番目につきましては、この最適化推進委員、農業委員もそうなんですけれども、募集を1カ月間かけますが、その中間及び最後につきましては、その一覧を公表することとされております。なので、その氏名等々の公表につきましてはの同意という形になっております。3番目につきましては、長洲町暴力団排除条例に伴いまして、暴力団関係者でないということの誓約及び暴力団関係で、長洲町の場合は所管する荒尾署になりますけれども、荒尾署に情報を提供し照会をかけます。こちらにつきましては荒尾署とも協議済みです。なので、こういうことの同意をしていただくという形になります。

もう1枚めくっていただきますと、これは推薦する方の同意書ということで、推薦する方も先ほど申し上げましたとおり、公募期間中の中間及び終了時には同じことを公表しますので、その点についての同意書という形になっております。

議案書の4ページに戻っていただきまして、第7条です。推薦及び募集の期間です。推薦募集につきまして、どのような形の方法をとるかということで、長洲町の広報紙、町の掲示板、町のホームページ等、その他ということで予定をしております。こちらにつきましても、もう1冊、別紙、募集のチラシ、これを1枚あけてください。裏側に4校と書いてあるのがあります。1ページめくっていただいたところの裏、お知らせと書いてあるのがあります。こちらが今度の5月の広報の原稿になります。こういう形で載る予定となっております。その次のページからがホームページの原稿の案という形でございます。

続きまして、済みません、また議案書に戻っていただきまして、8条が評価という形になります。選考評価ですね。1カ月間の推薦並びに応募等を受けまして、その申込書等により評価を行いたいと考えております。この評価運営規程につきましては、次の議案のほうで御説明を申し上げます。

最後の9条につきましては、農業委員会からの委嘱が終わった最適化推進委員が任期である32年10月30日までの間に罷免、失職または辞任等により欠員が生じた場合の補充については、また皆さんに御相談した上で、補充につきましても募集とか手続は同様になりますので、そのことをうたっております。

簡単ですけれども以上が説明となります。

濱北会長

議案第6号の説明がありました。何かこの件について意見はございませんか。

はい、どうぞ。

濱村委員

6番の濱村です。

4月25日の日本農業新聞の記事を見ているんですが、2016年中に農業委員会の改選時期の部分です。定数割れが1割発生しているという状況ということで。当長洲では、募集に係るPRをもっともっと積極的に回数を重ねてしたらどうかという提案です。

事務局

確かに今、熊本県内でも、平成27年度10、平成28年度で1の農業委員会が新しい体制に移っています。今度の7月で県内の半分ぐらいが改正します。ちょっと調べただけなんですけれども、確かに定数をオーバーしたり、きっちり集まっている市町村もあるみたいです。定数に満たない場合は募集期間を延長す

ることになります。必ず募集等をしなければなりません。

先ほど濱村委員がおっしゃられましたとおり、農業委員会としてのPRということで、もちろん広報、ホームページと、昨日でしたけれども、長洲町の駐在員会が行われております。先ほど見ていただきました広報の一番上のページがチラシなんですけれども、こちらを駐在員会の役員会のほうで配らせていただいております。その中で制度の話は説明させていただいております。

今後は、推薦とかいろいろな形になりましたので、現農業委員さんとかいろいろな方からの御相談があった場合は、よろしくお願ひします、御協力くださいと。また、校区等で話等ができるようであればよろしくお願ひしますという形でお願ひをしているところです。

池本委員

今、濱村さんの話と重複しますけれども、結局、欠員は1割ですよ。ただし、定員いっぱいのところはほとんどですよ。というのは、努力に努力をしてやっと定員にして、そして、努力して満たらないのがまだ1割あるということですよ。オーバーしるところはほとんどないらしいですよ。

事務局  
坂上委員

少ないです。

目的がホームページに載るとばってん、職務内容も載るんですけれども、これだけでいいのかなと思ってね。例えばホームページに載せるなら、もうちょっと詳しく載せんと。週に1回こういう活動をしますとか、月に何回こういう活動をしますとか、そういうことば載せんと意味のいっちょんわからんとやなかじゃなかなと思います

事務局  
坂上委員

そこは考えてみます。

今ぐらいの農業委員会の会議というのは、この要領とか何とかをホームページに載せたほうがよかるうと思うんです。月に1回会議をしますとか。

事務局

検討してみます。

続きまして、先にこの名簿案のほうを見ていただいてよろしいですかね。

今、現農業委員さんたち、皆さんは16名。前までは共済さんと上野委員が重複しておりますけれども、選挙と推薦で17名という形で構成されております。

先ほどから申し上げておりますとおり、今後、16名が18名に変わります。うち、最適化推進委員の8名は六栄地区3、腹赤3、長洲・清里で2という形ですよ。農業委員10名につきましては、担当地区というのはなく、長洲全域になります。ただ、これまでもお話ししておりましたとおり、その10名のうち6名は長洲町認定農業者でなければなりません。その認定農業者につきましては、六栄地区で22経営体、腹赤地区で8経営体、清里地区で9経営体、長洲で2経営体おられ、法人で5経営体、町外3経営体という形の計49経営体が長洲町におられます。

その他に必ず利害関係がない方が入る必要があるということになるうかと思ひます。

池本委員

各団体からの推薦の場合、JAであれば、今は理事さんが出ていますけれども、理事であれば任期があるわけなんです。その任期で交代したならどうするかですね。今は途中で農業委員もかわるわけよね。そういったものは今後は

どうなるんですか。

事務局 今後につきましては、例えば理事の役職がなくなったからといって農業委員になれないわけではありません。農協さんから推薦をいただいたというところになりますので、交代していただく必要はありません。

池本委員 それなら、今後は交代やないわけな。交代しなくてもいい。するならどがんになるとね。

事務局 するという場合は辞任になりますので、もう一度募集推薦。今、この要綱で説明した1カ月ぐらいのこの手続をとるという形になります。

今後の農業委員さん、最適化推進委員さんは、団体さんの推薦とかであったときに、必ず役職を持っている方でなければならないというのではありません。もちろんこれは、例えば推薦母体が区だからといって区長さんとか、水利組合だからといって水利組合長さんとか、農地多面だったときの代表さんとか、必ず役を持っておくという必要はないです。ただ、もし役を持ってられれば、先ほどの申し込みの職歴のところに書いていただく。確かに、代表さんとかがこうやってその地区の取りまとめもされている中で、またさらに農業委員とか、いろいろ役でお忙しくなったときに、例えば前代表さんであったり、そういう知識を持ってられる方とかで推薦いただければ、その前代表という形で職歴に書いていただければ。そういうところも書いていただきたいということで申込書はつくっているところです。

池本委員 それと、今まで農業委員は議会等が推薦枠を持っとったわけです。今度はそういう推薦枠というのはあるんですか。

事務局 ありません。

推薦枠というのは、先ほどからお話しています農協さん、土地改良区さん、共済さんの各1名ずつと、法律上は議会で4名以内です。で、計7名と。廃止になりますけれども、皆様選挙委員12名なので、実質、最高は19名で長洲町農業委員会を組織することができておりました。その中で、農協さん、土地改良区さん、共済さん、議会のほうは4名以内なので2名の推薦いただいております。今後につきましては、こういうどこからかという決まった推薦母体というのはもうありません。

濱北会長 ほかにないですか、何か意見は。

池本委員 農業委員になる資格、前は年間何日仕事していなければなりませんよとか、そういったものはあるわけ、ないわけ？

事務局 ありません。農業員の資格というのが、済みません、先の報告事項に飛びますけれども、同じことが22ページ、こちらが農業委員の選任要綱になります。ほぼ最適化推進委員と変わりません。農業委員を町長が任命するには、法の8条で、委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者のうちから市町村長が議会の同意を得るという形。

池本委員 今んとは何条？ 何ページね。

事務局 済みません、これは22ページの第3条です。農業委員の資格です。農業委員



候補者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、農業委員任命予定日 10月31日に次の各号のいずれにも該当する者が資格です。

次の3号というのが、先ほど御説明しました欠格事項になります。第1号は、先ほど言いました禁固刑なりとか破産手続とかそういう形になります。第2号が、農業委員と兼職を禁止されている職。最適化推進委員であったり、逆に、今、自分がこの職にあってその職はほかの職についてはいけませんという決まり事がある人たちはなれませんということです。あとは、長洲町暴力団排除条例ということで、暴力団員または暴力団関係者でない者という形で、この中であれば農業委員になることはできます。

ただ、制約上は、これまでもお話ししているとおり、10名のうち6名は認定農家です。もしくは認定農業者に準じる者です。1名は中立委員ということで、農業委員会の事務に関係のない者を入れなければなりません。その10名で構成する限りであれば農業委員になることはできます。

前は、たしか選挙人名簿とかという形で従事日数とか面積もあったんですかね

池本委員  
事務局

面積はなかばってん、就農日数のほうが。

就農日数とかいろいろあって、毎年1月ですかね、選挙人名簿とかという形で届いておったかと思います。それがここ二、三年届いていないというのは、この農業委員会法が改正になりまして、選挙制度が廃止になりましたので、選挙人名簿をつくる必要がないということです。なので、それが今、1月に入ってから、長洲町選挙管理委員会のほうから選挙人名簿で届いていないということになります。なので、農業委員につきましては農業に従事、例えば認定農家はそうなんでしょうけれども、ぱりぱりしなければなりませんとか、兼業農家でも相手方の会社さんがよろしければですけど、丸です。それだけです。

池本委員  
事務局

それで、認定農業者じゃなかと今度はだめなのかな。

認定農業者が10人のうち6人必要です。これまでもお話ししておりましたとおり、長洲町の農業委員の定数が10名と3月議会で決まりました。この前の勉強会でもお話ししていただきましたとおり、定数の8倍に認定農業者が足りなければ、準じる者という形で認定農業者の御家族、一緒に従事している者、または元認定農業者、または認定新規就農者、または国及び市町村等が定める計画に載っている方というところで、これに該当するんじゃないかというのが人・農地プランの地域の担い手という形です。

私のほうで認定農家のほうを集計した結果、先ほどの名簿は49経営体です。一つの経営体なので1会社みたいなものですね。認定農業者制度の中ですけれども、共同申請とかをした場合は、その奥様とかも認定農業者にカウントされる制度があります。その制度等だったり、法人につきましては、法人は1法人であっても1じゃなくて、農業に従事する役員もしくはその使用人、従業員の中で農場長だったり、例えば施設長とかそういう役を与えられている方、農業

池本委員  
事務局

に関する権限を持たれている方は1名とカウントすることになっております。  
長洲町の認定農業者で、こちらに挙げてありますとおり五つの法人がありまして、4月に入って私のほうでその法人等に問い合わせ、調査をして合計した結果、長洲町の認定農業者は、数だけで言うと69名なので、先ほど言いました定数に8倍掛けた80には達しませんので、準じる者の活用を考えています。なので、今、ここの名簿に挙げてあります下の49経営体、言うなれば主となって活動されている方になりますので、例えばこの方の奥様もしくは一緒にされている後継者である息子さんとかも認定農業者として6名の中にカウントすることができます。済みません、これも議会に同意案件なんですけれども、そこは一つの方向性として活用の検討を行っております。

人・農地プランの担い手は。

人・農地プランの担い手も丸です。なので、それを1枚紙の裏面に載せています。これが、今、長洲町の人・農地プランの地域の担い手となる方の名簿です。色をつけているのが認定農業者じゃない方になります。

確かに、こちらの農業委員会の中で認定農業者の方は、2名。人・農地プランのほうに入っているのが2名になります。

坂上委員  
事務局

認定農業者も同じ募集をすると。

しなきゃいけません。なので、認定農業者だけ一本釣りみたいなこともないです。

なので、済みません、重ね重ね申しわけないんですけども、今の農業委員さんの各地区とかで、各校区でも構いませんので、農業委員さん、駐在員さん、特に今、農地多面とかで結構活動はあると思うので、そういうところで御尽力いただきたいというお願いです。

土山委員  
事務局

うちの農地多面の代表さんば書いてなかごたるなと思うと。農地・水の会長じゃん。何で抜けとると。

農地・水の代表者は入ってないです。挙げているのは、認定農業者と人・農地プランの地域の担い手となる中心経営体だけです。済みません、農地・水の代表者は、今回の委員の認定農業者要件には入ってないです。

濱北会長

ほかにはないですか。次に進みましょうか。あとがいっぱいあるけん。よろしゅうございますか。

濱北会長

ありません の声有

ありがとうございます。

それでは次に進みます。16ページです。議案第7号「長洲町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局

続きまして16ページの第7号の長洲町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程ということで、17ページがその運営規程になります。

1条の目的といたしまして、先ほど承認いただきました最適化推進委員の選任要綱に基づきまして、募集、推薦、応募があった方を評価するために評価委員会という委員会を設けまして、その委員会の運営に関する規程を定めている

ものになります。

第2条が、評価委員会は農業委員会の求めにより推進委員候補者 この候補者は推薦で上がってきた方またはみずから応募した方全員になりますけれども、この方の評価を行って農業委員会に報告するということになります。この評価に当たりましては、先ほどにもありました推薦、応募に伴います審査ということで、応募用紙等を参考に評価を行いたいと考えております。

第3条が評価委員会の組織ということで、評価委員会は長洲町農業委員長、長洲町農業委員会会長職務代理者、長洲町農業委員、長洲町農業委員会事務局長、その他長洲町農業委員会が必要と認める者という形で挙げております。ただ、この第3号の長洲町農業委員というところで、多分、皆様全員で評価となると大変かと思しますので、これは今後、上がってきたときにまた皆様に御相談をするところではありますけれども、例えば各校区から1名とかという形で、評価委員会という組織ができないかなと思っております。

この評価委員会の会議の委員長は、農業委員長と。

最後に、この評価委員になった者は、この評価で知り得た情報を漏らしてはいけませんということです。というのが、もちろん個人情報をもつて見ることでもありますし、先ほどから説明しております欠格事項の判断も評価シートには出ます。もちろん暴力団排除条例による警察照会の結果も載ります。例えば滞納とかいろいろなことがあったとか、そういう評価とかも全部載ります。上がってくることはないとは思っておりますけれども、そういう個人情報も評価委員会の方は見ることになりますので、この情報は漏らさないでくださいということです。

これが評価運営規程になります。

以上です。

濱北会長

ただいま議案第7号の説明がありました。この件について何か御意見等はありませんか。

事務局

補足します。評価についてですけれども、評価については、もちろんのことですが、

評価できる項目につきましては、まず資格ですね。欠格事項 破産とか禁固刑以上とか、または暴力団とかでひっかかったとか、いろいろあればその時点で資格がないので排除という形ですね。あとは、例えば先ほどの職歴を見て、いろいろな公職歴とか、団体さんの役職とか、今どういう活動をされているとか、先ほども話しました農業委員と一緒になので農業に関する知識とか、そういうところでこの方が農業最適化推進委員の資格があるか、いろいろなところで点数制で判断していただきたいと考えております。

池本委員  
事務局

考えなんごて応募のあるとよかばってんな。

と思っておりますけれども、理想は選ばなんぐらいあればいいんですが、ジャスト定員だったとしても、この評価委員会は開きます。必ず開きますので、定員8名に8名の推薦、応募があったとしても評価委員会は開きます。

以上でございます。

濱北会長

何か質問ないですか。なければ次に進んでいいですか。

ありません の声有

濱北会長

次に移ります。議案第8号「農地利用最適化推進委員の募集について」を議題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局

議案の第8号、農地利用最適化推進委員の募集ということで、20ページをお開きください。

今まで御審議いただきました担当地区選任に関する要綱に基づきまして、募集の公告という形で1枚載せております。あわせまして、最初に少し早口で申しわけありませんでしたが説明をいたしました別紙の募集要項の紙に基づきましてと、広報等に基づきまして、3番に書いてありますとおり、5月8日から6月7日の1カ月間をもちまして、腹赤地区で3名、六栄地区で3名、長洲・清里地区で2名について、募集、推薦の受け付けを行いたいと思っております。

この募集用紙と先ほどのこの募集要項につきましては、町のホームページもしくは農業委員会事務局に置いておりますので、随時取りに来ていただいて、書いていただいて、御提出をいただきたいと思っております。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。議案第8号の説明が終わりましたけれども、何かこの件につきまして質問等はないですか。募集について。

なければ次に進んでいいですか。

ありません の声有

濱北会長

ありがとうございます。次に進みます。

21ページの報告第3、4、5号、一緒にいきます。

事務局

済みません、報告の3、4、5号につきましては、農業委員のほうになります。ほとんど載せている例規は変わりません。先ほど一緒に御説明しておりましたとおり、農業委員につきましては、前段階で担当地区はありません。10人です。認定農家を6名必ず入れなければいけません。利害関係がない者を1名入れなければいけません。これが決まりです。資格等につきましても、最適化推進委員さんと一緒にございます。

様式で唯一違うのが、25ページを参考に見ていただけたらと思いますけれども、認定農業者等であるか否かというのが、推薦しますの上の欄に入っております。これだけが唯一、最適化推進委員と違うところです。逆に、最適化推進委員さんは、ここに募集する地区が入っておりました。

次のページの26ページの一番下の記入上の注意のところ、 から が、認定農業者に準じる者に該当する者です。これが先ほどお話ししておりましたとおり、認定農業者であった者、認定農業者の経営に参画している家族、認定就農者、認定就農者である法人の役員、集落営農組織の役員、国・地方公共団体の計画に位置づけられた個人農業者または法人役員、こちらが先ほどの人・農地プランの名簿になります。あと、指導農業士とかはたしか長洲はないかと思っております。という形になります。

あと、農業委員のほうで唯一違うところが、先ほどから話しておりますとおり、この準じる者の議会同意と任命の前に議会の任命同意が必要ということになります。

最後の募集につきましては、農業委員10名を募集するというので、また別冊の募集要項という形で、同じような形で配らせてもらっております。

以上です。

つけ加えますと、農業委員と最適化推進委員両方に推薦、応募することも可能です。どちらでもいいよと言ってくれる方がおられれば、どちらも出してもらって構いません。それは可能です。

済みません、先にこの報告の御説明です。4号にあるんですけども、もちろん農業委員につきましても評価運営委員会を開きます。こちらについては、農業委員は町で任命しますので、評価委員につきましては、副町長、総務課長、農林水産課長、あとは農業委員会より会長、職務代理者等という形をしております。

先ほど私がお話ししましたとおり、農業委員と最適化推進委員は両方応募することが可能ですので、農業委員のほうを先に評価、選考を行います。というのが、認定農家の方がおられれば、農業委員になってもらって、6名の基準を満たさなければなりませんので、先に農業委員のほうの評価、選考を行います。それを受けて最適化推進委員の評価、選考を行うスケジュールになります。

これには女性を何名というようなことは言っていませんけれども。

ありません。

規約にはないかもしれませんが、長洲町はずっと続けてきています。女性が2名入っていますけれども、こういったものをやっぱり、確保するちゅうとおかしいが、女性も登用するという意味で、何らかのそういったことをただし書きでも入れとったが、私はいいいんじゃないかと思うんですね。規約にあるけん入れなんというようなことじゃなくて、極力女性枠2名は確保するとか何か入れとったほうがよかつじなかつじなかつじなと思うばってんな。

そこは、済みません、23ページを見ていただきたいと思うんですけども、長洲町農業委員会委員に関する選任の要綱の23ページですね。こちらについては、ずっと例規担当とお話をしております、23ページ真ん中下、7条、農業委員候補者の評価及び選考というところの第3項、「町長は前項の報告」というのは評価委員会からの報告ですね。評価のところの法第8条第5項から第7項までの規定に基づき農業委員を選考するとあるんですけども、この法の第5項から7項というのが、先ほどから申し上げておりますとおり認定農家の基準と、第6項が利害関係がない者の規定、今までも新聞等々でありました「委員の選考に当たっては年齢、性別等に著しく偏りがないように配慮しなければならない」というのが第7項の規定です。

ほうばってん、こがんやって書いてあったっちゃ、今、読んで説明聞けばわかるばってんが。

10名の中には当然認定農業者の方の女性も含まれるということですか。

池本委員  
事務局  
池本委員

事務局

池本委員  
濱北会長

事務局                    もちろん。先ほど言っているとおり、長洲町は準じる者を使う方向で検討していきますので、例えば奥様が来れば、それは奥さんを、主じゃないけれども、準じる者で認定農家でカウントしつつ、女性でもカウントはされるかと。

池本委員  
事務局                    年齢の偏りちゅうとは、どこからぐらいが。  
                             済みません、その年齢の偏りというのは、年齢、性別等に著しい偏りが無いと書いてありますけれども、簡単に言いますと、青年の登用をしてくださいなんですよ。

池本委員  
事務局                    若い人という意味？  
                             若い人という意味です。じゃ、どんぐらいでしようという話でしよう。青年の基準が40代以下と考えております。

池本委員                    もう一ついいですか。農業委員会の所掌する事項に関して利害関係を有しない者を含めなければならない。これは学識経験者じゃないのかなと思うんだけども。

事務局                    ではないです。  
池本委員  
事務局                    どういった人を条件に挙げて。  
                             農業委員会の所掌なので、農業に関係ない人。  
                             例えば食育関係者とかでもいいと思うんですよ。農家が全然関係ない中で。例えば商工会関係者、教育関係とか、そういう方が利害関係にないような形です。なので、学識経験者イコール農業学識経験ではないです。完全に利害を有しない形になります。

濱北会長                    何かほかにはないですか。  
                             ほかになければ、これで終わりたいと思います。  
                             長時間にわたって貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。

事務局                    ありがとうございました。今から1カ月間、これが広報に載って動き出しますので。

濱北会長                    附則で、この規定は平成29年4月28日から施行するとなっておりますので、明日からこれに入っていきます。よろしくお願いします。

事務局                    それでは、起立、礼。

(事務局その他)

1. 次回、定例会の日程について
2. 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

閉会(終了 午前11時42分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印